**省エネの評価方法(共同住宅等)が2022年11月7日に改正されました**

下記が外皮及び一次エネルギー消費量の計算結果に影響がある内容です。

➀共同住宅等の住戸間の熱損失の取り扱いが合理化されました。

　改正前は住戸間での温度差係数が0.15（熱損失量が外気比15％）と定められていましたが、改正後は一定の要件\*を満たせばこの温度差係数を0（ゼロ）として計算することが可能となりました。これにより、住戸間の界床（スラブ下等）への全面断熱や断熱材の厚さの削減が見込まれます。

\*一定の要件とは

•外壁及び開口部の断熱龍率を基準値以下にする

•無断熱部分を無くす

▶国交省建築物省エネ法HP

　　<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_tk4_000103.html>

▶共同住宅等の外皮性能の評価単位の見直し 及び 住宅の誘導基準の水準の仕様基準（誘導仕様基準）の新設について

　　<https://www.mlit.go.jp/common/001500330.pdf>

②床暖房をエアコンと併用運転する評価方法が追加されました。

　床暖房のリモコンにセーブモードが搭載された商品を採用することにより、暖房の一次エネルギー消費量が軽減される見込みです。（2023年4月頃発売予定）

　※対象となる床暖房リモコンの詳細仕様については機器メーカー各社へお問い合わせください。

現在は、評価に該当する機器が発売されていないので審査機関によっては申請できない場合がありますがただし、WEBプログラム上では計算することが可能です。

これらの見直しにより、共同住宅等の断熱材及び設備機器使用を軽減できる可能性があります。なお、2022年11月7日以降に住宅性能評価、またはBELS等を新たに申請する物件が適用対象となります。申請済の場合は新基準への変更はできませんが、申請を取り下げて再申請することで適用可能となります。

③その他の変更内容

　住棟単位（全住戸平均）の外皮基準が廃止されました。

　暖冷房設備の基準値の変更（同じ仕様でもVer3.2 Ver3.3ではBEI値が悪化します）